

海面における漁場計画  
(素案)

平成29年12月1日

大阪府

## 第 1 種・第 2 種・第 3 種共同漁業権

1 公示番号 共第1号（現行：共第1号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来北及びりんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、泉佐野港湾区域並びに点ウ、エ、カ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 基点第1号から真方位330度、590メートルの点  
N34° 25.68' E135° 18.43' 世界測地系 (WGS 84)

イ 基点第2号から真方位320度、854メートルの点  
N34° 24.58' E135° 17.03' 世界測地系 (WGS 84)

ウ 基点第1号から真方位251度37分、1, 350メートルの点

エ 基点第1号から真方位244度2分、1, 266メートルの点

オ 基点第1号から真方位240度34分、2, 363メートルの点

カ 基点第1号から真方位234度25分、2, 297メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第2号（現行：共第2号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 基点第2号から真方位19度30分、1,335メートルの点

イ 基点第1号から真方位244度2分、1,266メートルの点

ウ 泉佐野港湾区域西端

エ 泉佐野港湾区域西端から真方位133度、143メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第3号（現行：共第3号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 基点第2号から真方位320度、300メートルの点

イ 基点第2号から真方位21度、850メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

6 制限又は条件

- (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第4号（現行：共第4号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 基点第2号から真方位320度、140メートルの点

イ 基点第2号から真方位29度30分、588メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第5号（現行：共第5号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 基点第2号から真方位320度、854メートルの点

N34° 24.58' E135° 17.03' 世界測地系 (WGS84)

イ 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点  
N34° 24.16' E135° 16.42' 世界測地系 (WGS84)

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡田尻町

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第6号（現行：共第6号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 基点第2号から真方位320度、254メートルの点

イ 基点第3号から真方位320度、420メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡田尻町

6 制限又は条件

- (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで



1 公示番号 共第7号（現行：共第7号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 基点第2号から真方位320度、140メートルの点

イ 基点第3号から真方位320度、140メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡田尻町

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第8号（現行：共第8号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、150メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 基点第2号から真方位302度30分、533メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡田尻町

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第9号（現行：共第9号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点  
N34° 24.16' E135° 16.42' 世界測地系（WGS84）

イ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点  
N34° 23.21' E135° 15.67' 世界測地系（WGS84）

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南市岡田

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第10号（現行：共第10号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 基点第3号から真方位320度、220メートルの点

イ 基点第5号から真方位320度、83メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南市岡田

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第11号（現行：共第11号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 基点第3号から真方位320度、300メートルの点

イ 基点第5号から真方位320度、300メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南市岡田

6 制限又は条件

- (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第12号（現行：共第12号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点  
ア 基点第5号から真方位304度30分、765メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南市岡田及び樽井

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第13号（現行：共第13号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

ア 基点第5号から真方位320度、683メートルの点  
N34° 23.21' E135° 15.67' 世界測地系（WGS84）

イ 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点  
N34° 22.95' E135° 14.62' 世界測地系（WGS84）

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南市樽井

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第14号（現行：共第14号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

ア 基点第5号から真方位320度、83メートルの点

イ 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南市樽井

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで



1 公示番号 共第15号（現行：共第15号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

ア 基点第6号から真方位38度、218メートルの点

イ 基点第6号から真方位42度45分、900メートルの点

ウ 基点第6号から真方位24度、960メートルの点

エ 基点第6号から真方位7度、540メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南市樽井

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第16号（現行：共第16号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置  
阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域  
次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。  
基点第6号 泉南市と阪南市の境界  
基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）  
ア 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点  
N34° 22.95' E135° 14.62' 世界測地系（WGS84）  
イ 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点  
N34° 22.05' E135° 13.65' 世界測地系（WGS84）

3 免許予定日  
平成30年9月1日

4 申請期間  
未定

5 関係地区  
阪南市尾崎町

6 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間  
平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第17号（現行：共第17号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	おごのり漁業	6月1日から10月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域  
次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。  
基点第6号 泉南市と阪南市の境界  
基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）  
ア 基点第6号から真方位320度、500メートルの点  
イ 基点第8号から真方位320度、200メートルの点

3 免許予定日  
平成30年9月1日

4 申請期間  
未定

5 関係地区  
阪南市尾崎町

6 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間  
平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第18号（現行：共第18号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

ア 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

イ 基点第8号から真方位320度、500メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

阪南市尾崎町

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月 1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第19号（現行：共第19号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

ア 基点第7号から真方位292度、932メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

阪南市尾崎町

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第20号（現行：共第20号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点  
N34° 22.05' E135° 13.65' 世界測地系（WGS84）

イ 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点  
N34° 21.40' E135° 13.12' 世界測地系（WGS84）

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

阪南市新町及び鳥取

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第21号（現行：共第22号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第8号から真方位320度、500メートルの点

イ 基点第10号から真方位320度、800メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

阪南市新町及び鳥取

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第22号（現行：共第23号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域  
次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点  
ア 基点第9号から真方位314度30分、1,260メートルの点

3 免許予定日  
平成30年9月1日

4 申請期間  
未定

5 関係地区  
阪南市新町及び鳥取

6 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間  
平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで



1 公示番号 共第23号（現行：共第24号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

(3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界  
基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点  
基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点  
ア 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点  
N34° 21.40' E135° 13.12' 世界測地系 (WGS 84)  
イ 基点第13号から真方位345度、874メートルの点  
N34° 20.70' E135° 11.45' 世界測地系 (WGS 84)  
ウ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点  
エ ウから真方位330度、275メートルの点  
オ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

3 免許予定日  
平成30年9月1日

4 申請期間  
未定

5 関係地区  
阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

6 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間  
平成30年9月 1日から  
平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第24号(現行:共第25号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

(3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

ア 基点第10号から真方位320度、800メートルの点

イ 基点第13号から真方位345度、674メートルの点

ウ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点

エ ウから真方位330度、275メートルの点

オ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第25号(現行:共第26号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域  
次のアを中心とし、200メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第11号 下荘漁港東防波堤基部中心点  
ア 基点第11号から真方位345度30分、710メートルの点

3 免許予定日  
平成30年9月1日

4 申請期間  
未定

5 関係地区  
阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

6 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間  
平成30年9月1日から  
平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第26号（現行：共第27号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びカを結ぶ円弧、次のカ、キ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第13号から真方位345度、874メートルの点

N34° 20.70' E135° 11.45' 世界測地系 (WGS84)

イ 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点

N34° 20.98' E135° 10.58' 世界測地系 (WGS84)

ウ 基点第15号から真方位350度、1,300メートルの点

N34° 20.80' E135° 09.95' 世界測地系 (WGS84)

エ 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点

N34° 20.38' E135° 09.07' 世界測地系 (WGS84)

オ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点

カ 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点

キ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第27号(現行:共第28号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びクを結ぶ円弧、次のク、ア及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

イ 基点第14号から真方位0度、800メートルの点

ウ 基点第15号から真方位350度、800メートルの点

エ 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点

オ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点

カ ア及びイを結んだ線と基点第14号を中心とし、1,000メートルの半径で描いたオ、クを結ぶ円弧の交点

キ ア及びイを結んだ線と基点第14号及びオを結んだ線との交点

ク 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第28号(現行:共第29号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪港西防波堤外側30メートル以内の区域、淡輪漁港防波堤内及び防波堤の外側30メートル以内の区域並びに基点第14号及びキの各点を結ぶ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたキ及びクを結ぶ円弧、次のク、ケ及び基点第13号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第13号から真方位345度、874メートルの点

イ 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点

ウ 基点第14号から真方位0度、250メートルの点

エ 基点第15号から真方位350度、250メートルの点

オ 基点第15号から真方位350度、800メートルの点

カ 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点

キ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点

ク 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点

ケ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第29号(現行:共第30号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

ア 基点第14号から真方位73度20分、1,380メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第30号(現行:共第31号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

ア 基点第14号から真方位40度、935メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで



1 公示番号 共第31号（現行：共第32号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川尻左岸導流堤基部中心点

ア 基点第14号から真方位343度40分、457メートルの点

イ 基点第14号から真方位343度40分、569メートルの点

ウ 基点第15号から真方位330度20分、338メートルの点

エ 基点第15号から真方位330度20分、438メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第32号(現行:共第33号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次の基点第16号、ア、ウ、イ、エ、オ、カ、キ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

基点第19号 深日港突堤基部中心点

ア 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点

イ N34° 20.38' E135° 09.07' 世界測地系(WGS84)

基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点

ウ N34° 20.10' E135° 07.42' 世界測地系(WGS84)

アから泉南郡岬町多奈川谷川観音崎(中瀬鼻)を見通す線とイから泉南郡岬町深日長崎の鼻を見通す線の交点

エ N34° 19.98' E135° 08.32' 世界測地系(WGS84)

基点第19号から真方位333度、1,040メートルの点

オ 基点第19号から真方位353度40分、1,171.5メートルの点

カ 基点第19号から真方位17度10分、720.5メートルの点

キ 基点第19号から真方位23度、511.5メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第33号（現行：共第34号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	がんがら漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで
第1種共同漁業	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次の基点第16号、ア、ウ、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

基点第19号 深日港突堤基部中心点

ア 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点

イ 基点第19号から真方位23度、371メートルの点

ウ 基点第19号から真方位47度30分、440メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第34号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点

イ 基点第16号から真方位332度30分、750メートルの点

ウ イから真方位257度30分、500メートルの点

エ アから真方位257度30分、500メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第35号（現行：共第35号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点

基点第18号 深日漁港南防波堤基部中心点

ア オから真方位312度30分、88メートルの点

イ オから真方位312度30分、143メートルの点

ウ 基点第18号から真方位317度20分、468メートルの点

エ 基点第18号から真方位317度20分、518メートルの点

オ 基点第17号から真方位57度20分、56メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第36号（現行：共第36号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点

ア オから真方位312度30分、220メートルの点

オ 基点17号から真方位57度20分、56メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第37号（現行：共第37号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内を除く。

基点第19号 深日港突堤基部中心点

基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

ア 基点第19号から真方位333度、1,500メートルの点

イ 基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点

N34° 20.10' E135° 07.42' 世界測地系（WGS84）

ウ 基点第23号から真方位350度、1,000メートルの点

N34° 19.75' E135° 06.15' 世界測地系（WGS84）

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第38号（現行：共第38号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第20号、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内を除く。

基点第19号 深日港突堤基部中心点

基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

ア 基点第19号から真方位333度、1,500メートルの点

イ 基点第20号とアを結ぶ線上で基点第20号から300メートルの点

ウ 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで



1 公示番号 共第39号（現行：共第39号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第20号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

ア 基点第20号から真方位350度、650メートルの点

イ 基点第20号から真方位306度30分、650メートルの点

ウ 基点第20号から真方位241度30分、180メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月 1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第40号（現行：共第40号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第21号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

ア 基点第21号から真方位327度30分、300メートルの点

イ 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第41号（現行：共第41号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

ア 基点第21号から真方位1度15分、331メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第42号（現行：共第42号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

ア 基点第21号から真方位348度20分、664メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第43号（現行：共第43号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

ア 基点第21号から真方位340度40分、928メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第44号(現行:共第44号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点

ア 基点第21号から真方位338度30分、1,133メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第45号（現行：共第45号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

ア 基点第21号から真方位290度10分、612メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第46号（現行：共第46号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次の基点第23号、ア、イ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

ア 基点第23号から真方位350度、1,000メートルの点  
N34° 19.75' E135° 06.15' 世界測地系（WGS84）

イ 基点第27号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上2,000メートルの点  
N34° 19.30' E135° 04.52' 世界測地系（WGS84）

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで



1 公示番号 共第47号（現行：共第47号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次の基点第23号、ア、イ、ウ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

ア 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

イ 基点第24号から真方位320度、300メートルの点

ウ 基点第27号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上500メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第48号(現行:共第48号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点  
ア 基点第25号から真方位34度40分、896メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第49号(現行:共第49号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 基点第25号から真方位24度20分、565メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第50号（現行：共第50号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点  
ア 基点第25号から真方位353度30分、659メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第51号(現行:共第51号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

ア 基点第26号から真方位329度20分、135メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第52号(現行:共第52号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

ア 基点第26号から真方位289度30分、454メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第53号（現行：共第53号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

ア 基点第27号から真方位315度52分、2,086メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第54号（現行：共第54号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点  
ア 基点第25号から真方位339度、1,015メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで



1 公示番号 共第55号（現行：共第55号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。  
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点  
ア 基点第25号から真方位335度、855メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 共第56号（現行：共第56号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次の基点第23号、ア、イ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

イ 基点第24号から真方位320度、300メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

## 第1種・第2種区画漁業権

1 公示番号 区第1号（現行：区画第1号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	はまち養殖業	1月1日から12月31日まで
第2種区画漁業	たい養殖業	1月1日から12月31日まで
第2種区画漁業	しまあじ養殖業	1月1日から12月31日まで
第2種区画漁業	さけ・ます養殖業	12月1日から翌年3月31日まで
第2種区画漁業	ふぐ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアから真方位252度40分の線、基点第27号から真方位312度10分の線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域。

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

ア 小島漁港南防波堤基部中心点から防波堤上北へ130メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

大阪府

6 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成40年8月31日まで

1 公示番号 区第2号（現行：区画第2号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 基点第2号から真方位320度、284メートルの点

イ 基点第2号から真方位320度、854メートルの点

ウ イから真方位47度、440メートルの点

エ アから真方位47度、520メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第3号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 基点第3号から真方位320度、520メートルの点

イ 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

ウ イから真方位51度、420メートルの点

エ アから真方位51度、420メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡田尻町

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設があることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第4号（現行：区第3号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基点第4号から真方位290度及び真方位305度の各線、イとウを結んだ線及び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 基点第3号から真方位320度、570メートルの点

イ 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

ウ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

エ 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南市岡田

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第5号（現行：区第4号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 基点第4号から真方位290度、540メートルの点

イ 基点第4号から真方位290度、990メートルの点

ウ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

エ 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南市岡田

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで



1 公示番号 区第6号（現行：区第5号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

ア 基点第5号から真方位320度、283メートルの点

イ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

ウ 基点第6号から真方位330度、950メートルの点

エ 基点第6号から真方位330度、550メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南市樽井

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第7号（現行：区第6号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

ア 基点第6号から真方位259度、210メートルの点

イ 基点第7号から真方位37度75分、530メートルの点

ウ アから真方位320度、250メートルの点

エ アから真方位320度、600メートルの点

オ イから真方位320度、600メートルの点

カ イから真方位320度、250メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市尾崎町

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第8号（現行：区第7号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

ア 基点第7号から真方位222度、430メートルの点

イ アから真方位320度、690メートルの点

ウ アから真方位320度、990メートルの点

エ 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点

オ 基点第8号から真方位320度、700メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市尾崎町

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第9号（現行：区第8号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第9号から真方位310度、300メートルの点

イ 基点第9号から真方位310度、1,000メートルの点

ウ 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点

エ 基点第10号から真方位320度、300メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市新町及び鳥取

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第10号（現行：区第9号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)

ア 基点第8号から真方位320度、200メートルの点

イ 基点第8号から真方位320度、270メートルの点

ウ 基点第8号から真方位245度、500メートルの点

エ 基点第8号から真方位237度、460メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市新町及び鳥取

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第11号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第10号から真方位320度、195メートルの点

イ 基点第10号から真方位320度、265メートルの点

ウ イから真方位45度、170メートルの点

エ アから真方位45度、170メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市新町及び鳥取

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第12号(現行:区第10号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市貝掛地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第10号から真方位320度、450メートルの点

イ 基点第10号から真方位320度、750メートルの点

ウ イから真方位243度30分、200メートルの点

エ イから真方位243度30分、770メートルの点

オ アから真方位243度30分、770メートルの点

カ アから真方位243度30分、200メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第13号（現行：区第11号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

ア 基点第12号から真方位245度、780メートルの点（田山川河口右岸）

イ アから真方位345度、580メートルの点

ウ アから真方位345度、930メートルの点

エ 基点第13号から真方位、345度、874メートルの点

オ 基点第13号から真方位、345度、524メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで



1 公示番号 区第14号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

ア 基点第12号から真方位310度、190メートルの点

イ 基点第12号から真方位310度、320メートルの点

ウ オから真方位330度、275メートルの点

エ オから真方位330度、150メートルの点

オ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第15号（現行：区第12号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

ア 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

イ 基点第13号から真方位345度、874メートルの点

ウ イから真方位288度、370メートルの点

エ 基点第13号から真方位274度20分、587メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第16号（現行：区第13号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第16号から真方位102度30分、320メートルの点

イ 基点第16号から真方位358度30分、570メートルの点

ウ 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡岬町淡輪

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第17号（現行：区第14号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第16号から真方位332度30分、100メートルの点

イ 基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点

ウ イから真方位257度30分、250メートルの点

エ アから真方位257度30分、250メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第18号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第18号 深日漁港南防波堤基部中心点

ア 基点第18号から真方位341度、170メートルの点

イ 基点第18号から真方位341度、270メートルの点

ウ イから真方位30度、20メートルの点

エ アから真方位30度、20メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第19号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第19号 深日港突堤基部中心点

ア 基点第19号から真方位48度、410メートルの点

イ アから真方位56度40分、110メートルの点

ウ エから真方位56度40分、130メートルの点

エ 基点第19号から真方位54度50分、380メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡岬町深日

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第20号（現行：区第15号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第22号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第22号 泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

ア 基点第22号から真方位0度、200メートルの点

イ 基点第23号から真方位350度、200メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡岬町多奈川谷川

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで

1 公示番号 区第21号（現行：区第16号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 基点第25号から真方位97度、310メートルの点

イ アから真方位0度、50メートルの点

ウ アから真方位0度、150メートルの点

エ 基点第25号から真方位0度、140メートルの点

オ 基点第25号から真方位0度、40メートルの点

3 免許予定日

平成30年9月1日

4 申請期間

未定

5 地元地区

泉南郡岬町多奈川小島

6 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

7 存続期間

平成30年9月1日から

平成35年8月31日まで